

熊本県疾病予防費県負担（補助）金交付要領

（目的及び趣旨）

第1 医学の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症再興、また、国際交流の進展に伴い感染症は新たな形で脅威を与えている。

感染症予防、予防接種対策等の事業を行うことにより地域住民の健康増進並びに疾病の予防及びまん延を防止し、また、予防接種による健康被害を救済し、もって公衆衛生の向上を図るため補助金を交付する。

2 この補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（補助金等の交付申請）

第2 要項第3条第1項の交付申請書は、別に知事が定める日までに提出するものとする。

ただし、知事が定める日以降に申請すべき事由が生じた場合は、その都度速やかに提出するものとする。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、要項に規定する補助対象事業ごとに次のとおりとする。

(1) 感染症予防事業については、規則第3条第3項の規定により省略する。

(2) 予防接種事故対策救済給付事業及び予防接種事故発生調査事業については、別記様式第1号によるものとする。

3 要項第3条第2項第2号の収支予算書は、当該事業についての予算措置状況を補助事業者が証明したものとする。

4 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、要項に規定する補助対象事業ごとに次のとおりとする。

(1) 感染症予防事業

ア 感染症予防事業費負担金所要額整理表（別記様式第2号）

イ 感染症予防事業費所要額明細書（別記様式第3号）

ウ その他参考となる書類

(2) 予防接種事故対策救済給付事業及び予防接種事故発生調査事業

ア 予防接種事故対策事業費負担（補助）金所要額整理表（別記様式第4号）

イ 予防接種事故対策事業費所要額明細書（別記様式第5号様式）

ウ その他参考となる書類

（補助事業等の内容等の変更）

第3 要項第5条第2項の事業変更計画書は、別記様式第1号を、変更収支予算書は、要項第3条第2項第2号の収支予算書の規定及び様式を準用するものとする。

2 第1項の事業変更計画書に添付する書類は、第2の第4項の規定及び様式を準用する。

(申請の取下げ)

第4 要項第6条の申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第5 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定のあった翌年度の6月10日(規則第5条第1項第1号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知を受理した日から1か月を経過した日)とする。

2 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、要項に規定する補助対象事業ごとに次のとおりとする。

(1) 感染症予防事業については、規則第3条第3項の規定により省略する。

(2) 予防接種事故対策救済給付事業及び予防接種事故発生調査事業については、別記様式第6号によるものとする。

3 要項第9条第2項第2号の収支精算書は、当該事業についての決算の状況を当該補助事業者が証明したものとする。

4 要項第9条第2項第3号のその他必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 感染症予防事業

ア 感染症予防事業費負担金精算額調書(別記様式第7号)

イ 感染症予防事業費精算額明細書(別記様式第8号)

ウ その他参考となる資料

(2) 予防接種事故対策救済給付事業及び予防接種事故発生調査事業

ア 予防接種事故対策事業費負担(補助)金精算額調書(別記様式第9号)

イ 予防接種事故対策事業費精算額明細書(別記様式第10号)

ウ その他参考となる資料

(証拠書類の保管)

第6 補助事業者は、本事業の収支の状況を別記様式第11号により作成し、保管しなければならない。

附 則

この要領は、平成16年10月21日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年8月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年2月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。